			十三　航海中、前号の濃度を少なくとも１日に３回計測し、計測記録を船内に保管すること。 十四　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十五　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。 十六　携帯型の照明は、防爆型のものであること。 十七　陸揚げ前及び陸揚げ後から清掃前までの間に、積載場所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。 十八　積載場所で作業を行う場合、水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を30分おきに計測すること。 十九　積載場所の空気中のリン化水素濃度が0.3ｐｐｍ、ヒ化水素濃度が0.05ｐｐｍを超えた場合、又は酸素濃度が18％未満になった場合は、当該場所への立入りを禁止すること。 二十　陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 （自己発熱しやすい形状のもの）	FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN2793 in a form liable to self-heating	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　航海開始前、貨物を転圧すること。 七　積載場所を清掃し、残滓（サイドスパーリングその他の取り外し可能な部位を含む。）を除去すること。 八　船積み前及び船積み中、貨物の温度を計測すること。 九　船積み前、貨物の温度が摂氏55度以下であることを確認すること。 十　船積み中、積載場所の貨物の表面温度が摂氏90度を超えた場合には、船積みを中止し、当該貨物の温度が摂氏85度以下になるまで船積みを再開しないこと。 十一　航海開始前、積載された貨物の温度が摂氏65度未満であり、当該貨物の温度が８時間以上上昇がないことを確認すること。 十二　航海中、積載場所を通風しないこと。 十三　航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。 十四　前号の計測は積載場所に立ち入ることなく実施すること。ただし、自蔵式呼吸具を２組以上船舶に備えている場合には、この限りでない。 十五　陸揚げ時には、自蔵式呼吸具を装着した訓練された者、又は当該呼吸具と同等の機能を有する呼吸具を装着した者以外の積載場所への立入りを禁止すること。	
			十六　前号の立入りは、通風を行った後に行うこと。 十七　陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウェルから、漏れた油を取り除くこと。
酸化鉄 （使用済みのもの） UN1376 （石炭ガス精製過程から生じたもの） ［海綿鉄 （使用済みのもの） UN1376 （石炭ガス精製過程から生じたもの）］	IRON OXIDE, SPENT or IRON SPONGE, SPENT UN1376 obtained from coal gas purification	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、船長は、貨物が冷却され、かつ、８週間以上外気に通じたものであることを確認すること。 八　貨物の表層以外の通風をしないこと。 九　積載場所の酸素及びシアン化水素の濃度を計測するための機器（空気中に酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。 十　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。	
シードケーキ (a) UN1386 （圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量％を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量％を超えるものに限る。）	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (a) mechanically expelled seeds, containing more than 10% of oil or more than 20% of oil and moisture combined	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　船積み前、貨物の温度が周囲温度に10度加えた温度又は摂氏55度のいずれか低い方の温度より低いことを確認すること。 七　船積み前、貨物を養生すること。 八　航海中は貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。 九　貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。 十　前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。 十一　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。 十二　航海中、積載場所を機械式通風装置により通風しないこと。 十三　積載場所のハッチは風雨密であること。	